

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(144)(1) (143) (略)</p> <p>(145) 二―フルオロ―三―プロピル―一・二…二・三―テルフェニル―一―カルボニトリル及びこれを含有する製剤</p> <p>(146) (略)</p> <p>(147) (183) (略)</p> <p>三十三 四十一の四 (略)</p> <p>四十二 (略)</p> <p>四十二の二 ジシクロヘキシルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、ジシクロヘキシルアミン四%以下を含有するものを除</p>	<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 三十一の三 (略)</p> <p>三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(144)(1) (143) (略)</p> <p>(145) 二―フルオロ―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤 (新設)</p> <p>(146) (182) (略)</p> <p>三十三 四十一の四 (略)</p> <p>四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤 (新設)</p>

く。

四十三 (略)

四十三の二〜四十七 (略)

四十七の二 (略)

四十七の三 三―(ジフルオロメチル)―メチル―N―〔(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル〕―H―ピラゾール―四―カルボキサミド及びこれを含有する製剤。ただし、三―(ジフルオロメチル)―一―メチル―N―〔(三R)―一・一・三―トリメチル―二・三―ジヒドロ―H―インデン―四―イル〕―H―ピラゾール―四―カルボキサミド三%以下を含有するものを除く。

四十七の四 (略)

四十八〜百の十五 (略)

百の十六 (略)

百の十七 メルカプト酢酸及びこれを含有する製剤。ただし、メルカプト酢酸一%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百の十九 (略)

四十三 二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノールを含有する製剤。ただし、二・四―ジニトロ―六―シクロヘキシルフェノール〇・五%以下を含有するものを除く。

四十三の二〜四十七 (略)

四十七の二 二―ジフェニルアセチル―一・三―インダンジオン〇・〇〇五%以下を含有する製剤

(新設)

四十七の三 ジプロピル―四―メチルチオフエニルホスフェイト及びこれを含有する製剤

四十八〜百の十五 (略)

百の十六 二―メルカプトエタノール〇%以下を含有する製剤。ただし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

(新設)

百の十七 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十八 (略)

百一 (略)
百一の二 (略)
百一の三 モルホリン及びこれを含む製剤。ただし、モルホリン六%以下を含むものを除く。
百二 (略)
百二の二〜百十 (略)

2
(略)

百一 (略)
百一の二 モノフルオール酢酸パラブロムベンジルアミド及びこれを含有する製剤
(新設)
百二 沃^{よう}化水素を含む製剤
百二の二〜百十 (略)

2
(略)